

川崎市屋外広告物審議会委員の募集について

川崎市屋外広告物審議会は、良好な景観形成や危害防止を目的として、広告物の規制や在り方などについて調査審議するために設置されているものです。この審議会は現在、学識経験者8名、広告業の代表者2名及び市民委員3名の計13名で構成されていますが、令和2年3月末日で、現委員の2年間の任期が満了することに伴い、次期の市民委員を公募します。

なお、この審議会は、年2～3回程度開催します。

●申込資格

令和2年4月1日時点で、次の全てに該当する方。

- 1 年齢20歳以上の方
- 2 本市に引き続き1年以上居住している方
- 3 本市の他の附属機関等の市民委員（予定者を含む。）となっていない方
- 4 本市の職員でない方（退職した方を除く。）

●募集人数

3名

●任期

委嘱日 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

●申込方法

1 次の事項を記載した書面に、小論文を添付してお申込みください。

- (1) 住所、氏名（ふりがなをふってください）、電話番号、性別及び生年月日
- (2) 現在の職業
- (3) 市民となった日
- (4) 職歴（主なもの）
- (5) 活動経験（屋外広告物に関連するもの）
- (6) 応募理由

2 小論文のテーマ 「川崎市の屋外広告物に関する提案や意見」

- ・川崎市の屋外広告物に関する提案や意見を800字程度で述べてください。

【参考】 屋外広告物とは、

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告旗、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

以上の4つの要件をすべて満たすものをいいます。

詳細は web でも確認できます。 <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-7-0-0-0-0-0-0.html>

令和2年1月17日（金）までに持参または郵送してください。（郵送は1月17日必着）

●申込期限

●選考方法

- 1 川崎市屋外広告物審議会公募委員選考委員会を設置し、書類審査による選考の上、選考された人を対象に面談を行います。
- 2 選考結果については、申込者全員に通知します。

●申込先

〒210-0007

及び

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク17階

問合せ先

川崎市 建設緑政局 道路管理部 路政課 屋外広告物係

電話番号 044-200-2814（直通）

FAX 044-200-3978

